

監査委員公表第 6 号

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

平成 30 年 11 月 28 日

二宮町監査委員 大矢 孝道
二宮町監査委員 根岸 ゆき子

1. 監査の実施日

平成 30 年 10 月 17 日（水）

2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道

監査委員 根岸 ゆき子

3. 監査対象とした部課

消防本部消防課・消防署

出納課

4. 監査の範囲

平成 30 年度 8 月末における財務並びに事務の執行状況

（指定する個別事業説明）

消防課・消防署

（1）消防団運営経費

（2）救急救助活動経費

出納課

（1）歳計現金預金利子

（2）一般経費（物品出納事務検査）

5. 監査の着眼点

今回の定期監査は、当該事業年度の間中期に実施し、上半期の事業予算の執行状況を振り返り、年度予算の最終執行の見通しに対して、課題があるか否かをチェックする節目の役割を持たせ、課題があればそれを下半期でどう解決し事業の目的を達成させるか、足元を見つめなおすことを着眼点とし、監査を実施した。

6. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による証憑突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

7. 監査実施による各課概要

(1) 消防課・消防署

消防課は課長以下、庶務班 3 名、予防班 3 名の計 7 名が配置されている。

火災予防、防火対象物の指導、違反是正、消防の広域化等に係る事務を担っている。

「庶務班」は、消防庁舎及びその他の消防施設等の維持管理、消防職員及び消防団員の定数、配置、任免等、消防団に関すること等を担当している。

広域行政の推進として、平塚市に整備した 1 市 2 町共同指令センターを運用して近隣市町と災害情報を共有し、連携強化を図っている。また、指令システムや無線設備の管理運用を適正に行うため、指令業務に係る協議会等での協議を継続する予定である。

「予防班」は、火災予防業務の計画及び指導等に関すること、防火管理者の指導、講習、開発行為等に対する消防施設設置指導、建築物の確認指導等を担当している。

消防法等に基づく法令指導として、消防法令に基づき、立入検査を実施し、防火対象物の指導及び違反是正し、火災予防体制の確立を図っていく。

消防署は、署長以下、管理担当 1 名、第 1 警備隊 11 名、第 2 警備隊 11 名、第 3 警備隊 11 名の計 35 名が配置されている。

消防・救急活動の実施、災害の警戒・防ぎよ、緊急消防援助隊に関すること等を担っている。

「警備隊」は、災害の警戒及び防ぎよ、消防隊、救急隊、救助隊の業務運用、負傷者その他応急救護を要する者の応急措置、搬送、火災原因及び損害調査、緊急消防援助隊の出動協力等を担当している。

町民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害防除、その他災害による被害の軽減を図っている。高齢化や人口減少等、社会情勢や消防の取り巻く状況が大きく変化していることから、通常業務の見直しや事業の見直しを図っている。また、消防職員としての専門性を高め、災害現場における活動能力の向上を図っている。

(2) 出納課

出納課は課長以下、出納班 2 名の計 3 名が配置されている。

現金、有価証券、物品及び歳入歳出外現金の出納保管、資金運用等を担っている。

「出納班」は、現金、有価証券、物品及び歳入歳出外現金の出納保管、資金運用、備品台帳の総括調整等を担当している。

定例口座払の日程を見直し、より柔軟な運用を行うとともに、共通消耗品の調達について、出納課で取りまとめ、一括して発注することにより、費用の低減を図っている。また、金融機関関連帳票類を電子化することにより、事務の効率化と費用の低減に取り組んでいる。また、公共料金については、自動振替システムを県内でも先駆けて導入し、事務の効率化、省力化を図り、迅速かつ正確な出納処理につなげている。併せて、各施設における物品管理が適正に行われているかを検査するため、物品出納事務検査も実施している。

8. 監査結果

各課とも平成 30 年度予算の事業執行に関する事務については、適正に執行されているものと認められる。

以下、各課の事務に関して気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

(消防課・消防署)

- 1) 消防課、消防署については、町民への地道な火災予防の周知啓発活動により、近年、大規模な火災が発生していないことは評価に値する。
- 2) 消防課は平成 28 年度に 3 班から 2 班体制に、消防署は警備隊を 2 部制から 3 部制に体制の見直しを行ったが、その見直しによるメリット、デメリットの検証を行い、今後、より良い消防救急体制の構築につなげ、なお一層の消防力向上に努められたい。
- 3) 近年、住宅火災による高齢者死傷事故が高率で推移しており、65 歳以上の死者が 70%と非常に高いことから、今後は、町内における住宅火災報知器等の老朽化の状況を把握し、住宅火災による死傷事故を未然に防ぐとともに、地域住民との連携を図り、災害弱者である高齢者世帯などに防火、防災対策の普及啓発を図られたい。
- 4) 庁内の他部署間との情報共有や連絡調整を密に行い、高齢化や人口減少などの社会情勢や消防の取り巻く環境の大きな変化に対応できるよう、相乗効果のある業務改善につなげられたい。

(出納課)

- 1) 通常の伝票処理や出納業務を行う中で生じる課題や疑問点から、積極的に事務の簡素化、効率化につなげる姿勢は評価に値する。引き続き、身近な課題を事務改善につなげる努力を続けることにより、役場全体での相乗効果が図られるよう、期待をする。

- 2) 資金運用面においては、より効果的な運用が図られるよう、運用期間や利率、運用先の動向などに引き続き注視しながら、計画的かつ効果的な資金運用を図られたい。
- 3) 町内で保管している膨大な備品の有効活用や不要備品の廃棄等を、各所管部署に積極的に促す役割を担うことが期待される。

9. まとめ

今回の定期監査では、各担当部署からの重要な課題は無く、年度末には目的に沿った事業と予算の執行が期待できるものと推察される。

各課とも組織体制の見直しや事務事業の効率化により改善を図っているが、変更によるメリットやデメリットを随時検証し、今後も更なる改善策を積極的に図られるよう、努められたい。

また、日々の積み重ねによる事務改善を図っているが、庁内の相乗効果につながるよう事務改善に努めるとともに、より効率的な事務執行が行われることを期待する。

以上